

札幌市公共交通協議会事務局規程

(趣旨)

第1条 この規程は、札幌市公共交通協議会設置要綱第12条の規定に基づき、札幌市公共交通協議会（以下「協議会」という。）の事務局の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(事務局)

第2条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局は、札幌市まちづくり政策局総合交通計画部都市交通課に置く。

3 事務局は、次に掲げる業務を行う。

(1) 協議会の会議に関する業務

(2) 協議会の財務及び庶務に関する業務

(3) 前各号に掲げるもののほか、協議会の運営に関し必要な業務

(事務局の職員)

第3条 事務局には、事務局長、事務局次長及び事務局員を置く。

2 事務局長、事務局次長及び事務局員は、別表第1に掲げる職員をもって充てる。

3 協議会会长（以下「会長」という。）は、前項に定めるもののほか、特に必要があると認めるときは、職員を任命することができる。

(職務)

第4条 事務局長は、事務局の事務を統括し、事務局員を指揮監督する。

2 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

3 事務局員は、事務局の事務を処理する。

(専決)

第5条 事務局長、事務局次長は、別表第2に掲げる事項を専決することができ

る。ただし、異例又は重要と認められる事項については、会長の決定を受けて処理しなければならない。

(代決)

第6条 決裁権者が不在のときは、別表第3に掲げる区分に従い、同表に定める順序により、それぞれ同表に定める者が、その事項を代決することができる。

(文書の取り扱い)

第7条 協議会に関する文書の収受、配布、作成、保存その他文書に関し必要な事項は、札幌市において定められている取り扱いを準用する。

(会計事務)

第8条 出納その他会計事務については、別に定める財務規程によるものとする。

(公印)

第9条 協議会の公印の名称、書体、形状及び寸法は、別表第4のとおりとする。
2 前項の公印は、事務局内において担当者を定め、事務局が管理するものとする。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、協議会の事務局の運営に関し必要な事項は、事務局長が別に定める。

附 則

この規程は、令和5年1月24日から施行する。

別表第1（第3条関係）

| 事務局職名 | 職名 |
|-------|------------------------------|
| 事務局長 | 札幌市まちづくり政策局総合交通計画部公共交通担当部長 |
| 事務局次長 | 札幌市まちづくり政策局総合交通計画部都市交通課長 |
| 事務局員 | 札幌市まちづくり政策局総合交通計画部都市交通課に属する者 |

別表第2（第4条関係）

| |
|--|
| 1 会長専決事項 |
| (1) 第3条第3項の規定により、会長が特に必要があると認めた職員の任命に関すること |
| (2) その他異例又は重要と認められる事項に関すること |
| 2 事務局長専決事項 |
| (1) 1件の金額が2百万円以上の業務の発注、契約の締結及び支出負担行為及びに関すること |
| (2) 出納に関すること |
| (3) 協議会の規程の改定に関すること |
| 3 事務局次長専決事項 |
| (1) 1件の金額が2百万円未満の業務の発注、契約の締結及び支出負担行為に関すること |
| (2) 収入の調定に関すること |
| (3) 支出命令に関すること |
| (4) 軽易な照会、回答及び資料収集に関すること |

別表第3（第6条関係）

| 決裁区分 | 代決することができる者 | |
|-----------|-------------|------------------------------------|
| | 決裁権者が不在のとき | 決裁権者及び左欄に掲げる者がともに不在で、かつ緊急でやむを得ないとき |
| 会長の決裁事項 | 事務局長 | 事務局次長 |
| 事務局長の決裁事項 | 事務局次長 | — |

別表第4（第9条関係）

| 公印の種類 | 書体 | 形状 | 寸法 | 個数 |
|--------------|------|-----|-------------|----|
| 札幌市公共交通協議会長印 | てん書体 | 正方形 | 20 mm×20 mm | 1個 |